

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)
に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 8 月 19 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-3
(バングラデシュ)(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称: 全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-3
(バングラデシュ)(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 26a00188

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 8 月 19 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:全世界 2026 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-3(バングラデシュ)(QCBS-ランプサム型)

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定):2026 年 10 月～ 2027 年 12 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の32%を限度とする。

2)第2回(契約締結後 13 か月以降):契約金額の8%を限度とする。

(7)部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。²具体的な部分払の

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1)2026 年度末(2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年8月25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年8月26日 12 時まで
3	質問への回答	2026年8月31日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年9月4日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026年9月28 日 10 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

本項目については本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能の回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2. (3)4 の期日までに、プロポーザルに添付して提出ください。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>

提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.cloud.microsoft/r/YnDEDFa89P>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL:

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

① 電子データ(PDF)での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電

子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。
この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書
(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4. (3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙 1「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL:
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

本件は要員の評価を行うため、第3章の別紙 1「プロポーザル評価配点表」の配点を例外的に設定しております。具体的な配点は別紙よりご確認ください。

2)評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35～45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3)価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点:最低見積価格=100 点

② 価格評価点:(最低見積価格/それ以外の者の価格)×100 点

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を 80:20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点(総合評価点)が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。(低見積価格調査の実施)
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項(2026年度版)】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む)、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人

本件業務の評価対象案件の実施(調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。)に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。

本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人

本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容(TORから生じる評価業務との関係度合等)が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、旧 OECF、旧JBICを含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益 相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業(子会社ないし関連会社)が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」(第2版)、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」(2014年12月)を参照ください。

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、8月28日（金）12時までに、評価部事業評価第一課宛（evte1@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないしJICAホームページ上に行います。

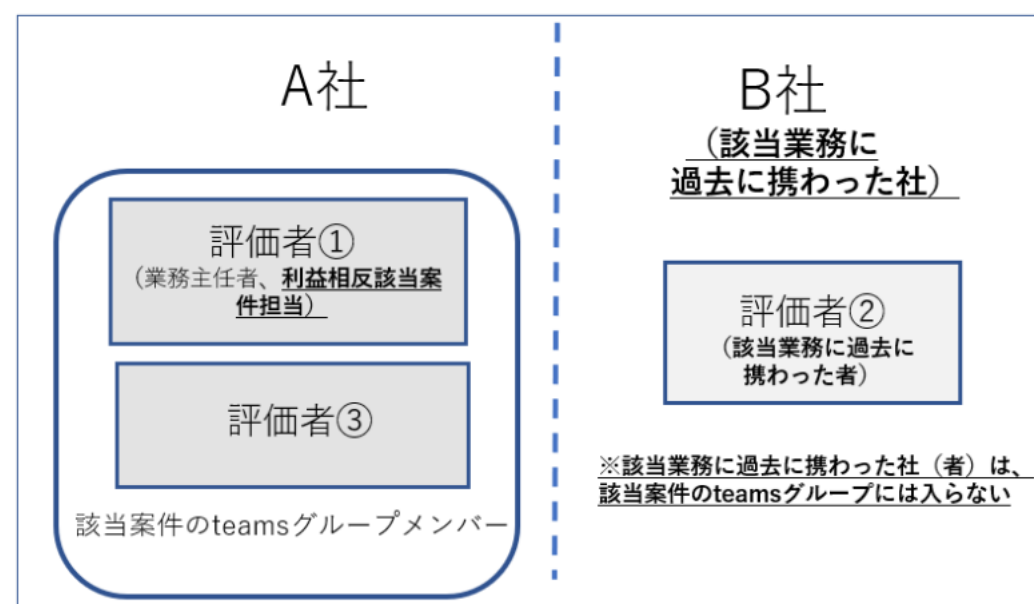
以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、評価の判断とは直接の関係が無い。	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。	
①	(例)J/Vの一員（A社）がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者とともにJVを構成するB社が担う。その際、A社とB社で情報共有を遮断する体制を確保する。

(*1) 前頁記載1.にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICAに提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合うteamsグループを作成し、対象の者(社)が入らないように、グループを設定する。



排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項(2026 年度版)】について、 構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄

日付 〇年〇月〇日

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザルもしくは技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルもしくは技術提案書にて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条(2)調査・分析の実施基準
2	現地調査補助員の傭上方法や確保で	第3条(5)ローカルリソースの

	きる人材の目途、活用の範囲等について	活用
3	BUG と女性グループについて、ヒアリング対象とする関連組織の選定基準について	第3条(9)バングラデシュ「ハオール地域洪水対策・生計向上事業」
4	衛星データの種類や分析方法について	第4条(6)衛星データを活用した分析:バングラデシュ「ハオール地域洪水対策・生計向上事業」
5	踏査候補地となるサイトの選定について	第3条(9)バングラデシュ「全国送電網整備事業」

【2】 特記仕様書

(契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量 調査	IRR再計 算	その他 (※2～7)
1	バングラデシュ	円借款	カルナフリ上水道整備事業(フェーズ2)	—	—	EIRR	—
2	バングラデシュ	円借款	ハオール地域洪水対策・生計向上事業	—	—	EIRR	※4
3	バングラデシュ	円借款	全国送電網整備事業	—	—	EIRR FIRR	—
4	バングラデシュ	円借款	天然ガス効率化事業	—	—	EIRR FIRR	—

(注)該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語:日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書(案)を作成する言語

※2 ノンスコア(主体的振り返りの詳細分析)を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない(Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。)にかかる詳細分

析を含む案件

※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - (1)事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - (2)評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了 3 年後、また、円借款事業については原則事業完成 2 年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため 10 億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総)11 号)等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関(以下、「実施機関」とする)に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性)⁴及び(4)参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4)参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

⁴ 提案を求める事項 1:評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.htm>

l)

ア) 外部事後評価レファレンス(2026年度版)

イ) JICA 事業評価ガイドライン 第2版

ウ) JICA 事業評価ハンドブック(Ver.3.1)

(イ) その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>)

☒ 事業評価における衛星・GIS データ活用にかかる資料

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/gis/index.html>)

☒ 事業事前評価表⁵(事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

☒ 既存事業・調査の報告書等⁶

	案件名	報告書名	リンク
1	ハオール地域洪水対策・生計向上事業	ハオール地域水資源管理に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート メグナ川上流域水資源管理改善事業準備調査ファイナルレポート	https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_12_145371.html https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_12_147211.html
2	天然ガス効率化事業	準備調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015114.html

⁵ 事業評価案件検索サイト(<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>)にて、案件名で検索して参照ください。

⁶ JICA 図書館(<https://libportal.jica.go.jp/library/public/index.html>)にて、案件名またはキーワードで検索して参照ください。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

- ☒【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026
- ☒【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス(2018 年度改訂版)
- ☒【ひな型】評価方針_事前事後比較表_円借款_2026
- ☒【ひな型】評価報告書_資金協力(英)_2026
- ☒【ひな型】評価報告書_資金協力(和)_2026

(イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA 評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA 評価部(jicaev@jica.go.jp)へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒有償資金協力事業にかかる資料

- バングラデシュ「カルナフリ上水道整備事業(フェーズ 2)」PCR、審査調書
- バングラデシュ「ハオール地域洪水対策・生計向上事業」Quarterly Progress Report(BWDB⁷分)、PCR(LGED⁸分)、審査調書
- バングラデシュ「全国送電網整備事業」PCR、審査調書
- バングラデシュ「天然ガス効率化事業」PCR、審査調書

(ウ) 契約締結後に配付する資料

- ☒報告書等のひな型
- ☒IRR再計算シート及び計算確認シート

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員⁹を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

⁷ バングラデシュ水資源開発庁(Bangladesh Water Development Board)

⁸ 地方自治農村開発協同組合省地方行政総局地方行政技術局(Local Government Engineering Department)

⁹ 提案を求める事項 2:本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊傭人費(一般業務費)での現地調査補助員の傭上を想定している。現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を傭上することが望ましい。

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針(和文)の確定 (25～40 営業日)
 - ② 事前事後比較表(和文)の確定 (25～35 営業日)
 - ③ 評価報告書(和文)の最終確定 (30～50 営業日)
 - ④ 評価報告書(英文)の確定 (25～45 営業日)

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所(支所を含む)に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、(9)の個別案件の「(ア)ウ)現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下(9)のとおり。

(9) 各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① バングラデシュ「カルナフリ上水道整備事業(フェーズ 2)」

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:チッタゴン管区 チッタゴン市

イ)実施機関:チッタゴン上下水道公社(Chittagong Water Supply and Sewerage Authority:CWASA)¹⁰

¹⁰ 現在は、Chattogram Water Supply and Sewerage Authority に名称変更されている。

ウ) 現地渡航及び安全配慮¹¹

- ☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。
実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに、カルナフリ浄水場、ナシラバッド配水池、バッタヒル配水池、ハリシャール高架水槽について、踏査して情報収集を行い、維持管理状況を確認する。送水管、配水管の敷設状況などについては、現地調査補助員のみによる踏査、実施機関を通じた情報収集も可とする。
- ☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である¹²

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹³

イ) 有効性・インパクト

事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①給水人口(人)、②給水量($\text{m}^3/\text{日}$)、③施設利用率(%)、④無収率(%)、水道普及率(%)、一人当たり給水量($\text{L}/\text{人}\cdot\text{日}$)の変化
- 事前評価表に記載された定性的効果:チッタゴン市民の生活環境の改善について確認する。

ウ) 持続性

整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問

¹¹ 現地調査は、可能な限りラマダン(暫定的に 2027 年 2 月から 3 月)及びイード(2027 年 3 月 2 週目頃及び 5 月 3 週目頃)を避けて計画すること。

¹² 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

¹³ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 2 を参照。

題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- 対象施設:取水施設、浄水場、送水管

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、大規模な道路セクターに該当し、浄水場で消毒液が使用、排水及びポンプステーションからの騒音・振動への対策が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び浄水場で使用される消毒液などは同国の基準に従い適切に管理されたか、浄水場からの排水及びポンプステーションからの騒音・振動は、同国の排水基準及び騒音・振動基準を満たしたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- 過去のプロジェクト(スリランカ「コロombo北部上水道事業」)では、取水・浄水・送水・配水を含めた総合的な取り組みを一体の事業として全体が計画どおり実施されることが重要であるとの教訓が得られている。本事業では、取水から送・配水管整備までが一つの事業として実施されたかについて確認する。

(オ) 誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くチッタゴン市の住民が想定されるが、特定の用途に用いられる上水道整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② バングラデシュ「ハオール地域洪水対策・生計向上事業」

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:ダッカ管区(キシオルゴンジ県、ホビゴンジ県)、チッタゴン管区(ブラモンバリア県)、マイメンシン管区(シュナムゴンジ県、ネトロコナ県)

イ)実施機関:バングラデシュ水資源開発庁(BWDB)、地方自治農村開発協同組合省地方行政総局地方行政技術局(LGED)

ウ) 現地渡航¹⁴及び安全配慮

☒業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関である水資源開発庁、地方自治農村開発組合省のほか、キシオルゴンジ県、シュナムゴンジ県、ホビゴンジ県において、洪水対策施設(新設堤防及び改修堤防)¹⁵ サイト程度¹⁵及び農村インフラ 3 サイト程度の踏査を実施する。残りのサイトは、現地調査補助員が踏査をして情報収集を行う。なお、乾季と雨季の差異を確認するため、雨季での調査ではキシオルゴンジ県の洪水対策施設 3 サイト程度を踏査し、浸水状況や作物の収穫状況、地域住民の対応状況等について調査を行う。また、各サイトの水管理組織(WMO)及びビール(beel)利用者グループ(BUG)の代表者 10 名程度、女性グループ¹⁶の代表者 10 名程度を対象としたヒアリングも実施する。ヒアリングは、業務従事者の指示のもと、現地調査補助員単独による実施も可とする。

さらに、衛星データを用いた詳細分析を行う。

☒調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である¹⁷

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁸

イ)有効性・インパクト

☒事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始

¹⁴ 乾季(12月～5月)と雨季(6～11月)とで環境が大きく異なることから、乾季と雨季に1回ずつの渡航を計画すること。また、ラマダン及びイーード期間の渡航は避けて計画すること。

¹⁵ 最終的な踏査先については評価部と相談のうえ決定とする。

¹⁶ 提案を求める事項3:BUGと女性グループについて、選定基準を提案すること。その他の関連組織を対象としたヒアリングに関する提案も認める。

¹⁷ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

¹⁸ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標：

【洪水対策】①洪水による年最大浸水面積(ha)、②基準地点における年最高水位(m)、③水管理グループの形成状況

【農村インフラ】④年平均日交通量(台/日)、⑤平均所要時間、⑥店舗数、取扱量、売上高(店舗/BDT)

【農漁業振興】⑦ボロ米の収穫量(トン/ha)、⑧生産する農作物の多様性(種類)、⑨漁獲高(トン/ha)、⑩漁獲高(トン/ha)、⑪農漁民の平均家計所得及び保有資産(BDT)

➤ 事前評価表に記載されている定性的指標：ハオール地域の生活水準の向上と地域経済の活性化

ウ)持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

➤ 対象施設は、洪水対策施設(堤防、潜水堤防、排水路、樋門等)、農村インフラ(農村道路、農村市場、船着き場等)

(ウ)環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

➤ 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリBに分類され、大規模な道路セクターに該当し、住民移転、用地取得が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

➤ フィリピン「アグサン川下流域開発事業」では、洪水管理施設等の維持管理体制及び財源の不足が事業の持続性に影響を及ぼしていることから、維持管理の役割分担の明確化と適切な維持管理予算の確保、受益者のオーナーシップ意識の醸成が重要との教訓が得られている。本事業では、実際の取り組みとその効果を確認する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業の最終受益者として広くハオール地域の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価 6 基準で実施する定性的効果の調査(事業関係者や受益者へのインタビュー等)で確認できる範囲で検討すること。

(カ)定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条(6)に実施方法を示す詳細分析を含める。

③ バングラデシュ 全国送電網整備事業

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:バングラデシュ全域

イ)実施機関:バングラデシュ送電会社(Power Grid Company of Bangladesh Limited)

ウ) 現地渡航¹⁹及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに、ダッカ管区およびチッタゴン管区を中心に、5～7 サイト程度を選定した上で、踏査して情報収集をする²⁰。残りのサイトについては、現地調査補助員による踏査もしくは実施機関からの情報収集とする。

☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である²¹

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

¹⁹ 現地調査は、可能な限りラマダン及びイード期間を避けて計画すること。

²⁰ 提案を求める事項 5:最終的な踏査サイトは評価方針及び実施機関との調整の上確定とするが、技術提案書において踏査候補地となるサイトの選定理由を記載すること。なお、230kV/132kV の新設変電所である Rampur 変電所・Sikalbaha 変電所の 2 箇所は踏査先に必ず含むこととする。

²¹ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力量針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²²

イ)有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:①変電容量(MVA)、②平均負荷率(%)、③平均設備稼働率(%)、④送電損失率(%)
- 事前評価表に記載された定性的効果:地域の経済活動の活性化、対象地域住民の生活環境の改善及び生活水準の向上。

ウ)持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- 対象施設:①230/132kV 変電所の新設・増設、②132/33kV 変電所の新設・増設、③230kV・132kV 送電線敷設

(ウ)環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類されており、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されていた。本事業における対象地域としては、自然保護区、貴重種の生息域、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、本事業に必要な民有地については同国国内法及び実施機関が定める補填方針に従い再取得価格での補償を実施した用地取得を進めており、住民移転は発生されていないとされていた。また、建設中・供与時の大気質及び水質などの汚染対策は実施機関がモニタリングを行うこととされていた。これらを踏まえ、本事業

²² 詳細は外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 2 を参照。

業が左記ガイドライン及び同国国内手続きに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。

本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のインド「アンパラ送電システム建設事業(1)(2)」の事後評価結果等から、電力部門の構造改革に向けて、電力料金の適正化、配電部門の分社化等の実効的な施策への努力を継続することが必要であるという教訓が得られている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

☒ 本事業の最終受益者として、広くバングラデシュ国民が想定されるが、電力システムの安定化・供給信頼度の向上を目的とした変電所及び送電線の新設・増設という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ バングラデシュ 天然ガス効率化事業

(ア)調査対象範囲・実施機関

ア)調査対象範囲:ダッカ管区(ダッカ県、ノルシンディ県、タンガイル県、ガジプール県)、マイメンシン管区(マイメンシン県²³)、チッタゴン管区(チッタゴン県、ブラモンバリア県)、ラッシャヒ管区(シラジゴンジ県)

イ)実施機関:

- ①ガスコンプレッサー整備:バングラデシュガスフィールド会社(Bangladesh Gas Fields Company Limited:BGFCL)
- ②送ガス管整備:ガス搬送会社(Gas Transmission Company Limited:GTCL)

²³ 2015年9月のバングラデシュ地方行政区画再編によりマイメンシン県はダッカ管区から分離され、新設されたマイメンシン管区に属することとなった。

③ガスメーター整備:ティタスガス搬送・販売会社(Titas Gas Transmission and Distribution Company Limited:TGTDCL)とカルナフリガス販売会社(Karnaphuli Gas Distribution Company Limited:KGDCL)

ウ) 現地渡航²⁴及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、整備したガスコンプレッサー、送ガス管及びガスメーターならびに実施機関を踏査し、情報収集をする。
- また、原則全サイトの現状把握を行うことを想定するが、すべてのサイトを踏査することは困難なため、ガスコンプレッサーは整備した3台すべてを踏査し確認するものの、送ガス管整備については、ダッカ管区(ガジプール県、タンガイル県)、ラッシャヒ管区(シラジゴンジ県)及びマイメンシン管区(マイメンシン県)における送ガス管のうち、2 サイトを踏査して確認する。また、ガスメーターについては、ダッカ管区(ダッカ県)、チッタゴン管区(チッタゴン県)において整備したうち、それぞれ 20 件程度を抽出し、踏査して確認する。
- 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や、遠隔調査にすることも可能である。²⁵

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条(2)の記載以外の特段の指定はしない。

本条(2)調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア)整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力量針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに(過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に)、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²⁶

イ)有効性・インパクト

事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標:

①ガスコンプレッサー整備:機器故障による運転停止期間(時間)、人的ミス

²⁴ 現地調査は、可能な限りラマダン及びイード期間を避けて計画すること。

²⁵ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

²⁶ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 2 を参照。

による運転停止期間(時間)、ノルシンディガス田の累積ガス生産量(MMSCF/2年間)、ティタス C ガス田の累積ガス生産量(MMSCF/2年間)

②送ガス管整備:ガス流入量(MMSCFD)、整備不具合によるガス搬送停止期間(時間)

③ガスメーター整備:世帯平均ガス使用量(m³/月)、メーター故障件数割合(%)

- 事前評価表に記載された定性的効果:バングラデシュの経済発展

ウ)持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を調査する。

- 対象施設:本事業で整備した、ガスコンプレッサー、送ガス管及びガスメーター

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

— 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、同ガイドラインに掲げるパイプラインセクター等のうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しない見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ)過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- インド「ボンベイ・ハイ天然ガス開発事業」の事後評価結果等では、ガス供給に支障をきたさないため、コンプレッサーやガスメーター等の機器を適切に維持管理することが重要との教訓が得られている。バングラデシュ「バグラバード天然ガス開発事業」の事後評価結果等では、ガス田全体の安定的生産、坑井の生産寿命の延長に繋ぐべく、各坑井における生産状態の調査を行うことが不可欠であるとの教訓が得られている。
- 過去の類似案件の教訓を踏まえ、本事業においては、コンサルティング・サービスの支援を受け、実施機関の維持管理能力強化及び支援対象坑井の生産状態調査を行うこととされていた。

(オ)誰一人取り残さない(Leave No One Behind:LNOB)の視点について:

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くバングラデシュ国民が想定されるが、天然ガスの安定供給に資するインフラ整備という、本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ)定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ)詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料(英語)を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

(2) 評価方針(案)の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針(案)を作成し、発注者の承諾を得る²⁷。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票(英語)を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

²⁷ 評価部の確認に 15 営業日(通常 3 回往復のやり取り)、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理(第1次現地調査)

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関(必要に応じて対象国関係機関)および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要なとなる文献・資料の収集、指標(代替指標含む)にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第1次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

本業務では、実施する案件はない。

(6) 詳細分析

☒ 本業務では、以下の事業について詳細分析を行う。

① バングラデシュ「ハオール地域洪水対策・生計向上事業」

(ア) 目的:設定された指標の検証を行う。

(イ)対象範囲:27 か所すべての堤防及びその周辺地域

(ウ) 調査項目:無償で得られる衛星データを前提とし、指標の判断に資するものの²⁸。本分析は、有効性・インパクトの評価に活用すると共に、報告書内にコラムとして纏める。

(エ) 調査・分析の流れ:

衛星データを活用し、事業サイトの全27か所の堤防及びその周辺における①浸水面積、②対象地域における排水速度、③作付け面積、④収穫量等について、事業実施前(少なくとも完工前)から事後評価時点までの経年変化を確認し、本事業による洪水被害の軽減、基礎インフラへのアクセス向上及び農漁業生産性の向上が実現されたか検証を行う。なお、浸水域にはNDWI(Normalized Difference Vegetation Index)や雨量データ等を用いることを想定し、植生の把握については、NDVI(Normalized Difference Vegetation Index)及び現地調査で得る収量のデータ等を用いて行う。これらに加えて、その他のデータや分析手法を用いた提案も可とする。

²⁸ 提案を求める事項4:衛星データを活用した分析デザインについて、プロポーザルもしくは技術提案書にて提案を求める。詳細分析に必要な場合には有償データの使用も可とする。

本事業により建設・改修された堤防が、圃場への浸水を遅らせ、その結果としてボロ米の収量増加につながっているかを確認する。

このため、農民及び管理組合を対象に、栽培スケジュールや作付作物等の農業生産活動に関する聞き取り調査を実施するとともに、衛星データを用いて農業生産活動の変化を分析する。また、生産高や単収、漁獲量の変化についても、衛星データ及び現地調査により検証が可能な場合には、その方法を提案する。

なお、分析にあたってはグランドトゥールスを実施し、土地利用分類の精度を高めること。

これら分析に用いる衛星データとしては、光学衛星データ(Sentinel 2 等)及び合成開口レーダー等の異なるセンサーとの複合利用を想定し、雲の影響を可能な限り減じた分析が望まれる。無償の衛星データの利用を想定しているが、詳細分析に関しては有償の衛星データの利用も可とする。

(オ) 業務実施手順

本業務は以下の 3 段階で実施するものとし、各段階において業務の進捗状況を報告するとともに、所定の成果物を提出すること

1. 衛星データ分析方針の策定
2. 分析結果の中間報告書の提出
3. 分析結果の最終報告および詳細分析ペーパーの提出

(7)IRR 再計算²⁹

☒対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算(FIRR/EIRR)を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業(フェーズ2)	EIRR
2	バングラデシュ	ハオール地域洪水対策・生計向上事業	EIRR
3	バングラデシュ	全国送電網整備事業	FIRR/EIRR
4	バングラデシュ	天然ガス効率化事業	FIRR/EIRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。

²⁹ 外部事後評価レファレンス(2026 年度)別添 5 を参照。

- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8) 事前事後比較表(案)の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前)と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較表(案)(原則15ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、承諾を得る。
- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表(最終版)を、確定した時点で提出する。

(9) 暫定評価についての実施機関への説明(第2次現地調査)³⁰

- ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

(13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)

³⁰ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る³¹。

- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)(日本語・英語)を最終化し³²、発注者の承諾を得る。

(14)教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

(15)衛星データ活用分析ペーパーの作成

- 上記第4条(6)1)で実施した衛星データによる評価分析について、以下の点を含めた分析ペーパー(和文)を作成する。本文 5 ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容については発注者と協議した上で作成する。
 - ① 活用した衛星データの種類、入手方法
 - ② 衛星データ活用による分析方法(コード含め、分析の再現性を確保した情報を整理し提示すること。分析に用いたコードの URL がある場合は記載。)
 - ③ 分析結果(視覚的に分析内容が把握できるよう画像も含める)
 - ④ 分析する上での工夫、留意点、提案

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項(1)以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する(発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払)。

³¹ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

³² 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

(1) 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 3部)にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は 評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版 ・ Word 版: CD-R 3 部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む。

(2) 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ(電子メールでの送付可能)にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語	電子データ	
評価方針(案)	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容 ・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
衛星データ分析方針(案)	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語	電子データ	
事前事後比較表(案)	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・(案)の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
衛星データ分析結果の中間報告(案)	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・(案)の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり

IRR 再計算シート 及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
評価報告書(案) ※簡易型の場合は 評価結果票	第二次現地調査後 (成果品提出の 2.5～ 3 か月前) ※簡易型は検討会后	日本語／ 英語	電子データ	要旨(要約版を作成する 場合は当該資料)を含む
教訓シート(案)	評価報告書提出の 1 か月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー (案)	評価報告書(案)と 同時期	日本語	電子データ	

(3) 提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 1 部)にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 一次データの処理・分析用ファイル(STATA や R などのスクリプトファイル) 他
	IRR 再計算の根拠資料	(該当案件のみ) 発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度(解析度 300～350dpi)
分析ペーパー	衛星データ活用 分析ペーパー	バングラデシュ「ハオール地域洪水対策・生計向上事業」
教訓シート		第5条(13)参照
収集データ・レーティング等の データセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない³³。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等に

³³ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託による必要となる理由を詳述し、協議する。

ついて理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、13 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式 4-4)

本公示では要員計画の評価を行います。様式 4-3 の「要員計画」は不要ですが、様式 4-4 の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野(従来と同様)③評価業務経験を記載ください。

要員計画を評価するにあたり、様式 4-5 (その 1～その 2) の提出は求めません。

業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。

原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 1 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評

評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付の目安(3号)】

- ① 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他途上国地域
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2026年10月～2027年12月

(2)業務量目途

1)業務量の目途

約10.50人月

2)渡航回数を目途 延べ8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(4)安全管理

- 1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2)各国における安全管理情報

【バングラデシュ】

全域共通：

- ・ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- ・継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- ・国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- ・業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得る。
- ・短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- ・日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- ・十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- ・車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- ・空港においては出発／到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- ・単独行動を極力控える。

・イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。

・服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

<全般>

・行動エリアは、滞在都市内の地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

・徒歩移動を可とする。

・リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。

・夜間の移動は車両とする。（徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。

ダッカ市内：

<全般>

・軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。

・空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

・移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、鉄道、MRT は可。都市間移動の鉄道の利用はダッカ市・チッタゴン市区間のみ可。

<夜間>

・オールドダッカ及び旧刑務所周辺の地域への立ち入りは禁止。

・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。

・日没後から午後 9 時までの移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、MRT は可。鉄道は不可。

・午後 9 時以降の移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）のみ可。徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、MRT、鉄道は不可。ただし、バリダラ Diplomatic 地区を除く。

ダッカ管区（ダッカ市を除く）：

<全般>

- ・軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。
- ・空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル(JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル)、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- ・移動手段として、四駆車両(配車サービス、タクシー、借上車両含む)、徒歩、リキシャ、自動三輪車(CNG 等)、公共バス、鉄道は可。

<夜間>

- ・夜間(日没後)の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・日没後から午後 9 時までの移動手段として、四駆車両(配車サービス、タクシー、借上車両含む)、徒歩、リキシャ、自動三輪車(CNG 等)、公共バスは可。鉄道は不可。
- ・午後 9 時以降の移動手段として、四駆車両(配車サービス、タクシー、借上車両含む)のみ可。徒歩、リキシャ、自動三輪車(CNG 等)、公共バス、MRT、鉄道は不可。

チッタゴン管区:

<全般>

- ・業務渡航でのロヒンギャ避難民キャンプ地域への訪問は可(バングラデシュ政府からの事前許可が必要)。一般渡航での同キャンプ地域への訪問は不可。
- ・軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。
- ・空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル(JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル)、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- ・移動手段として、四駆車両(配車サービス、タクシー、借上車両含む)、徒歩、リキシャ、自動三輪車(CNG 等)、公共バス、鉄道は可。都市間移動の鉄道の利用はダッカ市・チッタゴン市区間のみ可。

<夜間>

- ・夜間(日没後)の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・日没後から午後 9 時までの移動手段として、四駆車両(配車サービス、タクシー、借上車両含む)、徒歩、リキシャ、自動三輪車(CNG 等)、公共バスは可。鉄道は不可。
- ・午後 9 時以降の移動手段として、四駆車両(配車サービス、タクシー、借上車両含む)のみ可。徒歩、リキシャ、自動三輪車(CNG 等)、公共バス、MRT、鉄道は不可。

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

57,236,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(2)別見積としている項目、及び(3)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります(1,235,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

1	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	衛星データ利用分析にかかる現地調査費用	第2章特記仕様書案第4条調査の内容(6)詳細分析	1,235,000 円	現地調査のうち、衛星データ利用分析にかかる現地調査費用すべて(報酬 0.17 人月分も含む)	報酬、旅費(宿泊手当・宿泊費)、一般業務費(特殊傭人費、車両関係費、旅費・交通費) ※航空賃は含みません。

(4) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(5) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7)外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙 1: プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	45	
(2)作業計画等	(25)	
ア)要員計画	20	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア)類似業務の経験	－	4
イ)業務主任者等としての経験	－	2
ウ)語学力	－	1
エ)その他学位、資格等	－	1
3)業務管理体制	(－)	(4)